

道徳教育全体計画

日本国憲法 教育基本法
学校教育法 学校教育法施行規則
学習指導要領 横浜教育ビジョン
横浜版学習指導要領

横浜版学習指導要領 重点課題
(ア)豊かな心の育成
(イ)健康でたくましい体の育成
(ウ)国語力及び学習の基礎的能力の育成
(エ)コミュニケーション能力の育成
(オ)情報化社会を生き抜く能力の育成
(カ)社会の変化に対応する能力の育成

学校教育目標
チャレンジ! なかよし! 進んで学ぶ 東の子

○進んで学び続け、考えを深め、豊かにする子どもを育てます。(知)
○自分大好き、友達大好き、心豊かに生きる子どもを育てます。(徳)
○心も体も鍛え、自他の生命と体を大切にすることを育てます。(体)
○地域を愛し、人やものとの出会いも大切にし、共に生きる子どもを育てます。(公)
○社会の多様な変化に柔軟に対応できる子どもを育てます。(開)

高田中との連携
幼稚園・保育園との連携

子どもや地域の実態
保護者の願い
地域の願い
教職員の願い

道徳教育の目標

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育の重点目標
次のような子どもを育てます。

視点1 自己を見つめ希望と夢をもって、より高い目標の実現をめざして努力しようとする。「知」「徳」(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)
視点2 思いやりや謙虚な心を持ち、互いに信頼し合って、協力し助け合おうとする。「徳」「開」(ア)(エ)
視点3 生きることを喜び、自他の生命を尊重しようとする。「徳」「体」(ア)(イ)(ウ)(オ)
視点4 公共心や公德心を養い、進んで働き、よりよい社会を築こうとする。「徳」「公」(ア)(エ)(オ)(カ)

低・中・高学年の目標

視点	低 学 年	中 学 年	高 学 年
1	よいことと悪いことの区別をし、よいと思ったことは進んで行おうとする。	正しいと判断したことは、勇気をもって行うとともに、過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気に生活しようとする。	より高い目標を立てて、希望と勇気をもってくじけないで努力しようとする。
2	気持ちのよいあいさつと、言葉遣いや動作などに心がけて、明るく接するとともに日頃お世話になっている人々に感謝しようとする。	礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接しようとする。	だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にしようとする。
3	生きることを喜び、生命を大切にしようとする。	生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にしようとする。	生命がかけがえないものであることを知り、自他の生命を尊重しようとする。
4	約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切にしようとする。	約束や社会のきまりを守り、公德心をもとうとする。	公德心をもって法やきまりを守り、進んで義務を果たすとともに、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たそうとする。

各教科における道徳教育

各教科の指導目標の達成をみざす中で、道徳教育との関連をふまえ、道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を養い、道徳性にかかわる実践的態度を養う。

国語	・互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高め、豊かな心情を育てる。 ・我が国の言語文化を継承し、新たな創造へとつないでいこうとする心情を育てる。
社会	・社会の一員として、主体的に生きる力を育む。 ・我が国や横浜の歴史に対する興味・関心を深めるようにする。 ・国際社会に一員としての役割を果たそうとする態度を養う。
算数	・自主的に考え、責任を持って行動する態度を養う。 ・有用性や美しさに感得する、豊かな感性や情操を育てる。 ・主体的に対象に関わる態度を育てる。
理科	・生命を愛護、生命の連続性や神秘性を感じ生命を尊重する態度を養う。
生活	・意欲的に生活する心を育む。 ・生命を大切にすることを育てる。 ・自分のよさや可能性に気づき、それらを育てようとする心情を育てる。 ・支えてくれた人々に感謝できる心情を育てる。
音楽	・音楽を愛好する心情を育てる。 ・豊かな情操を育てる。 ・我が国や横浜の伝統・文化を尊重し、よさや魅力を愛する心を育てる。
図工	・多様な表現と鑑賞のプロセスからよさや美しさを感じ取れるようにする。 ・様々な国や人々が共通にもっている美に対するあこがれなどを感じ取ったり理解したりする心情を育てる。
家庭	・生活の自立を目指し生活をよりよく豊かに創造しようとする能力と態度を養う。
体育	・規律意識を育てる。 ・自己のよさや可能性に気づき、自尊意識の高まりにつなげていくようにする。 ・自他の生命を尊重し、主体的に他者とかわっていこうとする態度を養う。

道徳の時間

道徳教育の要として、全教育活動における密接な関連を図りながら、計画的に、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、ふまえ、道徳的実践力を育成する。

児童一人ひとりが、一定の道徳的価値の含まれるねらいとのかかわりにおいて自己を見つめ、道徳的価値を発達段階に即して内面的に自覚し、主体的に、道徳的実践力を身につけていく時間。

特別活動における道徳教育

・学級活動、児童会、クラブ活動、学校行事のいずれにおいても「望ましい集団活動」を展開し、豊かな学校生活を築くとともに、公共の精神を養い社会性を育成する。
・学級や学校の生活づくりのために自己の責任を果たす態度、多様な他者と互いのよさを認め合って協力する態度、規律を守る態度を養う。

総合的な学習の時間における道徳教育

”横浜の子ども”の姿の実現をみざし、子ども自身の課題による問題解決的な学習を通して、自分自身を見つめ、互いに認め合い、高め合うことの意義に気づくとともに、自分の価値観を高め、自己の生き方を探求する。他者や社会と協働・共生する能力を育成する。

外国語活動における道徳教育

・マナーやルールを意識しながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身に付ける。
・自国の文化への理解を深め、異なる文化をもつ人々と共に生きようとする態度を身に付ける。
・外国語を通じて異なる文化に触れることにより、異なる文化をもつ人々と積極的にかわかろうとする態度を身に付ける。

その他の教育活動における道徳教育

・基本的な生活習慣の形成を中心とした実践的態度を養う。(朝の会・帰りの会・掃除の時間・給食の時間など)

学習環境の充実・整備

○人的環境の充実
・教職員と児童、児童相互の信頼関係
・全教職員の共通理解と協力体制
・学年交流、異学年交流
○物的環境の充実・整備

学年・学級の道徳教育の充実

○学級における指導計画の作成と推進
・学級の子どもの実態と指導の基本方針
・豊かな体験活動、教育環境、基本的生活習慣、家庭・地域との連携の内容と方法
・各教科との連携、学習の創造化

家庭・地域との連携

○相互理解と信頼の上に協力し、連携して子どもの道徳性の育成を図る。
・学校・学年だより、保健・給食だよりなど
・授業参観、懇談会、個人面談、PTA
・「まち」の人々との交流
・学援隊による安全・防犯活動

